

2019-4 税務・労務・法務情報

新会社法の成立について

比国会社法が40年振りに大改正されました。事業化手続きの簡素化を一つの目的としています。2019年2月21日付け官報に掲載され発効しています。主な項目について以下新旧対比で解説します。(具体的なSECへの申請手続きは、SEC窓口でも現在不明(新様式等の未制定)としています。詳細情報はIRR公布後に続報します。)

1. 法人存続期間(50年間)の廃止

- ・旧法では、会社の存続期間は最長50年と定められていました。
- ・新法では、この規定が撤廃され、無期限に永続可能となりました。
- ・旧法下で設立済みの法人についても、定款変更決議により変更可能です。
- ・新法発効時点ですでに50年経過している法人も、SECの承認を得て復活することが可能としています。

2. 払込資本金額の制限撤廃

- ・旧法では、「最低払込資本金がP5,000」「授權資本金額の25%以上の引受済資本金額」「引受済資本金額の25%以上の払込資本金額」という3つの縛りがありました。
- ・新法では、全て撤廃されました。従って、1ペソの資本金額でも設立可能となります。

3. 発起人の数制限の撤廃

- ・旧法では、自然人が5名以上15名以下と定められていました。
- ・新法では、自然人に限らず、法人、組合等の法人格も発起人になることが可能
又、5名以上の規制が撤廃され、1名以上15名以下となりました。

4. 登記後の法人活動義務的開始時期の延長

- ・旧法では、法人設立登記完了後、2年以内に事業開始しない場合は、法人格を喪失し、法人は解散したものとみなされていました。
- ・新法では、この2年以内が5年以内に延長されています。また、5年経過後も2年の猶予期間が与えられています。

5. 取締役に関する規制が改定されました

- ・取締役の過半数が居住者でなければならないという規制が撤廃されました。
日系企業の100%外資の皆様には朗報です。名義借りをする必要がなくなりました。
- ・財務担当(Treasurer)は比国居住者であることが義務付けられました。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)